

ほうじん北沢

H o u j i n K i t a z a w a

2021年
新年号
12・1月号
No.353

謹賀新年

令和二年度
納税表彰授賞式・祝賀会

令和2年度
第10回

税に
関する

絵はがきコンクール 表彰式

駒沢給水塔:大正初期、人口の急増する渋谷町(現渋谷区)への水道事業の一部である「駒沢給水所」に建設された給水塔。多摩川に取水所を設け、駒沢の給水所まで送水し、ポンプで給水塔に押し上げた後、重力で渋谷町へ送水するシステムで、大正13年3月に全工事が完了した。区の第1回地域風景資産、土木学会選奨土木遺産に選定され、世界的にも貴重な近代化遺産として修復・保全されている。塔屋の夜間点灯は地域の風物詩となっている。





皆さん、明けまして
おめでとうございます。お正月は
ゆっくりと過ごしていますか？
新しい年を迎え、新たな気持ちで
税金について勉強して頂きたい
ものです。今年も頑張って
いきましょう！

税金クイズ 教えて！税金八先生！

第1問 源泉所得税は、国の税金？地方の税金？
①国の税金 ②地方の税金

第2問 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当について、課税されない金額の最高限度額はいくらでしょう？
①10万円 ②15万円

*答えは目次の下に！

ほうじん北沢

2021年
新年号
12・1月号
No.353

公益社団法人
北沢法人会 広報誌
第353号
令和3年1月1日発行



CONTENTS

連載	教えて!税金八先生 / コンテンツ	1
トピック	法人会トピック/公式You Tubeチャンネル開設	2
	新年のごあいさつ 北沢法人会 会長 飯野 光彦	3
	北沢税務署 署長 伊藤 達也	4
	第10回税に関する絵はがきコンクール 表彰式	5~7
	令和二年度 納税表彰受彰式・祝賀会	8
	「税を考える週間」オープニングセレモニー	9
	令和3年度税制改正に関する提言提出	10
	行動する法人会 -令和3年度税制改正に関する提言-	11・12
連載	きたざわ川柳	13
	北沢税務署からのお知らせ	14
	支部・部会・委員会活動	15・16
	明大前支部 第2回公開税務研修会 梅丘支部 第1回公開税務研修会 第1回支部会委員会議 千歳台・船橋支部 第2回公開税務研修会 女性部会 役員会	
	会員紹介 アジア料理店 スパイス ジュパディ / 一般社団法人 東京メディエーションセンター	17
	新入会員紹介・都税事務所からのお知らせ	18
	賀詞広告	19~23
	日本政策金融公庫からのお知らせ	24
	全国法人会総連合からのお知らせ	25
連載	No3 ペンギン先生の居眠り法律相談所 弁護士 山崎由紀子	26
連載	経理の知識 税理士 川辺洋二	27
連載	大切ですよ!就業規則 第57回 社会保険労務士 大竹謙一	28
	リレー後記	29

税金クイズ問題の答え

① 源泉所得税は、国の税金です。② 15万円です。

28年度の税制改正による通勤手当の非課税限度額は15万円です。また、令和3年度の税制改正により、通勤手当の非課税限度額は15万円から10万円に引き上げられました。

② 税金問題 第1問

第1問の答えは①②です。

源泉所得税は、源泉徴収された税金は、源泉所得税と住民税の2種類が材料から天引き(源泉徴収)される税金です。住民税は住民税の2種類が材料から天引き(源泉徴収)される税金です。源泉所得税は、源泉徴収された税金は、源泉所得税と住民税の2種類が材料から天引き(源泉徴収)される税金です。

法人会
トピック

北沢法人会
公式

YouTubeチャンネル創設!!



急げチャンネル登録！



一つの会場に人を集めて実施するセミナーや講習会、イベントが開催しづらい昨今、オンライン配信での動画コンテンツは重要な役割を担っています。

北沢法人会としても、会員の方に様々な情報をお伝えする必要があることから、動画配信は有効な情報伝達手段になっていくと考え、

You Tubeに公式チャンネルを開設いたしました。

これにより様々な情報を伝える機会を増やす事が出来、会員とのつながりを強くすることも可能になります。

リンクを貼りたいなど、お問合せは事務局まで！

ぜひ「チャンネル登録」をお願いします。

動画を見た後は高評価ボタン👍をお忘れなく!!



チャンネル登録のやり方

Google アカウントを取得して、You Tube 画面の赤い「チャンネル登録」のボタンや文字をクリック or タップしてください。

謹賀

北沢法人会 会長 新年のごあいさつ



新年明けましておめでとうございます。皆様方には令和3年のお正月を清かに迎えられたこととお慶び申し上げます。昨年は、コロナ禍の中、法人会の各事業を中止、延期または縮小するなど従来通りの活動を実施することができませんでした。このため、会員の皆様には様々な面でご不自由をおかけしたとと推察いたします。また、このような状況下にあっても北沢税務署長伊藤達也様はじめ幹部の皆様、関連機関及び関連団体の皆様方には節目節目でご助言、ご尽力を賜りましたこと衷心より感謝申し上げます。

さて、昨年はコロナに終始した一年でありました。年末にはワクチン開発の良報も届きコロナ終息への期待も高まっておりますが、まだまだ予断は許さない状況にあり、オリンピックの開催も危ぶまれている状況です。また、日本だけでなく、世界中で温暖化に起因すると思われる超大型台風、異常豪雨、異常乾燥、異常熱波などの異常気象による洪水、暴風害、山火事などの災害が世界各国で発生し多くの方々が被災されました。予測のできない突然の災害に被災された多くの方々に心からお見舞い申し上げ、早期復興を祈念申し上げます。

このような状況下で、当会は平成16年に制定した北沢法人会憲章である「めざます企業の繁栄と社会への貢

献」に基づき、会員各位の企業が健全に発展することがすなわち社会貢献の第一義であるとの基本理念に則って十分な活動はできませんでしたが、昨年は税知識の普及と納税意識の向上を目指し、小学生対象の「税に関する絵はがきコンクール」などの租税教育の実施、作業福祉所へのマスク寄贈などを実施しました。

今年はコロナ終息の状況を勘案しながら、さらに公益法人と呼ばれるにふさわしい公益事業と会員のための共益親睦事業をバランスよく実施していく所存であります。会員の皆様には、なお一層のご協力をお願い申し上げます。また、会員の皆様には法人会の保険制度への加入や各種の福利施設および厚生制度の利用によるメリットも享受していただきますようお願い申し上げます。法人会は地域の異業種である法人が集って「税について」「地域企業の発展について」「地域社会への貢献について」考え実践することができる「唯一の場」です。この「マグネティック・フィールド」を皆様と一緒に育て活かすことによって法人会を有意義な会にしていきたいと思っております。皆様のご支援ご協力の程よろしくようお願い申し上げます。まずコロナが終息することを願うとともに本年が皆様の新たな飛躍の年となりますことを祈念申し上げ、皆様方のご健勝とご事業の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

公益社団法人 北沢法人会 会長 飯野 光彦

新年



北沢税務署 署長 新年のごあいさつ

あけましておめでとうございます。令和3年の年頭に当たり、公益社団法人北沢法人会会員の皆様方に、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

旧年中は、飯野会長をはじめ、会員の皆様方には、税務行政に対しまして格別のご理解とご支援を賜り、お陰様で署務運営も円滑に推移しました。改めて、厚く御礼申し上げますとともに、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

特に、昨年は、新型コロナウイルス感染症の発生により、事業活動を制限せざるを得ない状況の中、地域社会における税のオピニオンリーダーとして、税に関する研修会をはじめ、租税教育の一環である小学生の「税に関する絵はがきコンクール」の開催などの事業活動を通して、税知識の普及や納税意識の向上に大きく貢献されました。会員の皆様の並々ならぬご熱意とご尽力に対しまして、深く敬意と感謝の意を表する次第であります。

さて、年も明け、間もなく令和2年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。本年も「ベルサール渋谷ファースト」に当署を含めた渋谷署・世田谷署・玉川署・目黒署の5署合同による署外申告書作成会場を開設いたしますが、会場におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、検温、マスク着用の徹底、アルコール消毒液の設置、会場の小まめな換気など、基本的な感染防止策を講じるほか、密閉、密集、密接の三密を回避するため、入場整理券等の配付やオンライン予約により、混雑緩和を図ることとしております。そのため、例年以上に、自宅等からのe-Taxを利用した申告を勧奨する必要がありますので、当署といたしましては、マイナンバー方式やID・

パスワード方式の案内をより一層積極的に行うとともに、e-Tax利用の簡便化とスマートフォンを利用したe-Tax申告ついで、事前周知・広報してまいります。

また、滞納の未然防止につきましては、国税の適正・公平な徴収の実現を図るため、局署を挙げて取り組んでいるところであります。特に、一昨年の消費税率の引き上げやコロナ禍を踏まえると、滞納の未然防止への取組が非常に重要となっております。当署といたしましては、期限内納付に効果の高い振替納税やダイレクト納付をはじめとしたキャッシュレス納付の利用勧奨を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難との申し出があった方に対しましては、猶予制度のご案内をしております。

加えて、令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。当署といたしましては、消費税の軽減税率制度の定着に向けて、事業者の皆様には制度の内容を十分にご理解していただくとともに、自ら適正な記帳・申告を行っていただけますよう、引き続き、制度の周知・広報、丁寧な相談対応、記帳・申告指導等に取り組んでまいります。

このような取組を推進していくためには、貴会皆様方のご支援・ご協力が不可欠であると考えております。本年もより一層のご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに当たりまして、新型コロナウイルス感染症が1日も早く収束(終息)し、通常生活が送れますようお祈り申し上げますとともに、新しい年が、公益社団法人北沢法人会の益々のご発展、並びに会員の皆様方のご健勝とご事業のご繁栄の年になりますよう心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

北沢税務署 署長 伊藤 達也



令和2年度
第10回

税に
関する

絵はがきコンクール 表彰式

11月20日
梅丘
パークホール



女性部会ごあいさつ

あけましておめでとうございます。

昨年は新型コロナウイルスの影響でやるべき事業の大部分が中止になりました。しかし「税に関する絵はがきコンクール」は皆さんの熱意により実施することができました。コロナの影響でどのくらいの絵が集まるか不安でしたが、6月に応募用紙を各学校に配布、9月の時点では、予想に反してなんと764枚もの応募を受け取ることが出来ました。審査の先生方にお集まり頂き、10月27日に選考会を行い11月20日にはパークホールにて表彰式を実施いたしました。

密を避けるため広い会場で上位7賞の方のみの表彰になりました。しかし、何校かの校長先生、担任の先生、児童の父兄の方々にもご参加いただき、表彰式を

終えることが出来ました。12月には、表彰式にお呼びできなかった優秀賞の方、入賞作品の方達、応募して頂いた全員の方に参加賞を各学校にお届けしたり、送らせていただきました。それまでの間、応募用紙の配布に始まり、参加賞の袋詰等様々な作業がありましたが、部会の皆様のご協力が無事、成功裏に事業を行う事ができました。

また、法人会館の前と人材シルバーセンターの前のお花の植え替えをさせていただきました。あしなが学生募金は例年の半分でしたが送らせていただきました。コロナウイルス、インフルエンザと油断はできませんが皆様のご健勝をお祈りし私の挨拶とさせていただきます。

(女性部会長 広瀬 節代)

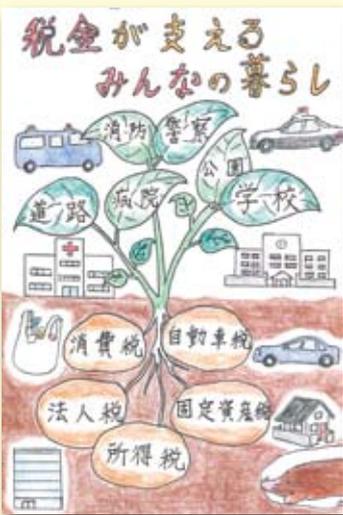


税に関する

絵はがきコンクール



北沢法人会会長賞



松沢小学校 6年
鈴木 康祐 さん



最優秀賞



世田谷小学校 6年 土屋 英子 さん



北沢税務署長賞



希望丘小学校 5年
丸山 美月 さん



世田谷都税事務所長賞



松原小学校 6年
八木橋 梨乃 さん



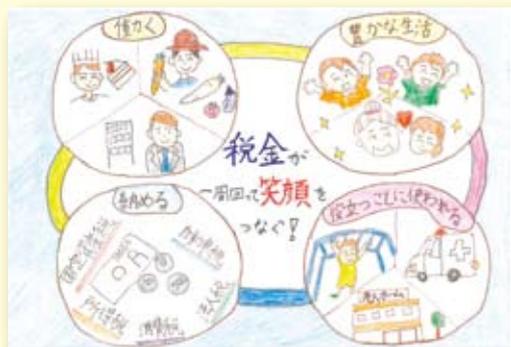
世田谷区長賞



城山小学校 2年 松本 滯珠 さん



北沢法人会
女性部長賞



池之上小学校 5年
市村 百世 さん



選考委員長特別賞



船橋小学校 5年
中野 賢人 さん



署長表彰

後列左: 井波法人課税第一部門統括官、橋本副署長、加藤副署長、雨宮総務課長、池田法人課税第一部門上席 / 前列左: 飯野会長、千葉様、竹股様、伊藤署長



署長感謝状

後列左: 井波法人課税第一部門統括官、橋本副署長、加藤副署長、雨宮総務課長、池田法人課税第一部門上席 / 前列左: 飯野会長、目黒様、山崎様、大倉様、伊藤署長

令和2年度 納税表彰授彰式・祝賀会

納税表彰受彰を受けて 広報委員長 竹股克之

令和2年11月19日北沢税務署にて、今年は新型コロナウイルスの影響により団体別に式典が行われました。本来であれば、受彰した本人が原稿を書くのは、いささかはばかれるところではありますが、広報委員会にて委員より原稿依頼を受け筆をとる? (パソコンに向かう) ことにいたしました。

思い起こせば8年前、北沢税務署長より「感謝状」を受けました。その受彰の連絡を電話でいただいた際、『いったい何?税務署から・・・』と思ったのは正直な気持ちでした。受彰の旨内容を聞き、『ホッと・・・』したのも正直な気持ちでした。なぜ?私が?高額納税者でもないのに・・・聞くところによると賞状の内容通り『申告納税制度の普及育成に尽力され税務行政の運営に多大な寄与されました』の説明だったかと思います。当時梅丘支部長として法人会活動、その前は社会貢献委員、総務委員、また青年部会員として、活動に参加してきたことが、微力ながら普及育成に繋がったご褒美だと思いました。

そして今年、北沢税務署長表彰の連絡を頂き、びっくりしました。以前いただいた感謝状でも十分だという想いがありましたが・・・お受けすることにいたしました。表彰状の内容は『納税道義の高揚に寄与するところ多大であり他の模範とすべきもの』。感謝状受彰以降、広報副委員長、広報委員長の辞令を受け、公益社団法人のスタートから広報としての役割を考えつつ、メンバーに恵まれ、今に至っております。「他の模範とすべきもの」という引っかかる点も在りますが、逆に法人会理念に立ち返るいい機会ととらえ、気持ちを新たにしました。

当日夜、下北沢にて「表彰祝賀会」をソーシャルディスタ

ンスにて開催頂きました。コロナ渦の中、北沢税務署をはじめ署員の皆様、北沢法人会会長、副会長、受彰者の皆様と少人数であるがゆえの、とても和やかな、笑顔溢れ、会話が進む、温かい【親(密)の時間】、素敵な会でした。

受彰者挨拶の時間もあり、私の挨拶は・・・

『私は梅丘中学校出身で、当時北沢税務署新築工事が行われていたと記憶しています。今回、約半世紀人生の流れの中の建物、その税務署長室において表彰式典が行われたことにご縁を感じます。梅丘中学校の南には北沢警察署、中学時代にはお世話になりましたので(冷汗)、今度は北沢警察署長表彰を狙います。(皆笑)。実は私、松原小学校、梅丘中学校出身、苗字は竹股・・・「松竹梅」揃い踏みのおめでたい奴なので、そんな奴として今後共よろしく願います。』(皆笑)

結びに、今回受彰を受けた皆様おめでとうございませう。これからも法人会理念を基に開かれた公益社団法人を目指して、【絆を結ぶ時代】明るく笑顔で更に盛り上げていきましょう。ありがとうございます。



「税を考える週間」オープニングセレモニー

毎年11月11日から17日は「税を考える週間」として、国税庁や税務署を中心に様々な広報広聴施策を実施するとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく期間とされています。その期間北沢税務協力団体は、税に関する各種コンクール、公開講演会や相談会などを開催します。

そんな週間のオープニングセレモニーが令和2年11月11日(水)11時の1並びで、烏山区民センター広場で開催されました。今年はコロナの影響で開催が危ぶまれましたが、実行委員会議論の結果、広場での開催で三密を回避できると判断し開催出来ました。

セレモニーには税務署幹部、北沢税務協力団体の皆様にお集まりいただき、今年の当番会の北沢間税会穴戸会長、引き続き伊藤税務署長のご挨拶、そして坂本副会長による開会宣言によりスタートしました。

その後各団体による記念写真撮影の他、税に関する「作文(納貯)」、「絵はがき(法人会)」そして「標語(間税会)」が展示され15時に無事に終了しました。ただ、今年はコロナの影響で「税金クイズ」、「税を考える週間」PR用ポケットティッシュ配布等のイベントが実施出来ませんでした。有意義なセレモニーとなりました。

(事務局 廣住 純)



梅丘インフォメーションタワー懸垂幕



特殊な環境下、過酷な環境下でも優れた摺動特性と安定性を発揮する、固体潤滑剤・機能性被膜剤。

東洋ドライルーブ株式会社
TOYO DRILUBE CO.,LTD.

<http://www.drilube.co.jp>

代表取締役 **飯野 光彦**

〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4
TEL.03-3412-5711 FAX.03-3412-5738

出版事業を通じて社会に貢献する

株式会社大成出版社

<http://www.taisei-shuppan.co.jp/>

取締役会長 **松林 久行**

〒156-0042 世田谷区羽根木1-7-11
TEL.03-3321-4132 FAX.03-3327-3777

令和3年度税制改正に関する提言提出



■落合貴之議員

5月に皆様にご協力いただいた「税制改正要望に関するアンケート」のご意見を反映した「令和3年度税制改正に関する提言」が全法連によって取り纏められました。ただ今年はコロナ禍により10月の法人会全国大会（岩手）による決議が出来ませんでした。11月12日（木）に飯野会長、大石副会長、渡瀬税制委員長、事務局の4名で衆議院東京6区の落合貴之議員（立憲民主）、越智隆雄議員（自民）を訪問し「税制改正要望書」を手交させていただきました。今年は特に新型コロナウイルスの影響が長期化の様相を見せており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している中小企業に対しスピーディな支援策を講じていただきたいこと、給付金支給の一方で引き続き行政改革の徹底による財政健全化推進、その為にマイナンバーカード普及等によるIT活用の推進等について提言し、意見交換が行われました。

また保坂世田谷区長には毎年世田谷、北沢、玉川の三法人会合同で提出させていただきましたが、今年は三密を避ける為、提言書は三法人会連名で郵送させていただきました。来年はコロナが収束し直接手交出来ることを願うばかりです。

（事務局 廣住 純）

■越智隆雄議員



行動する法人会



— 令和3年度税制改正に関する提言 —

全法連では、令和3年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自民党

予算・税制等に関する政策懇談会（税務・中小企業）
11月5日

財政・金融・証券関係団体委員長 古賀 篤 氏 他



公明党

税制改正要望等ヒアリング
11月17日

財政金融部会長 太田 昌孝 氏 他



立憲民主党

会派 財務金融部会 税制改正要望ヒアリング
11月18日

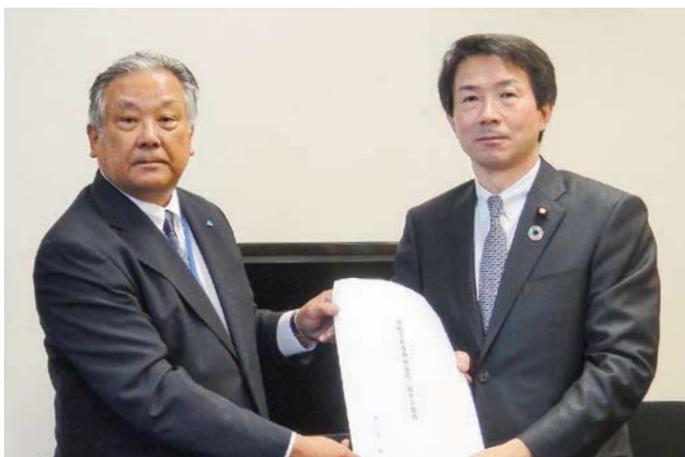
財務金融部会長 牧山 ひろえ 氏 他



国民民主党

11月19日

税制調査会長 大塚 耕平 氏

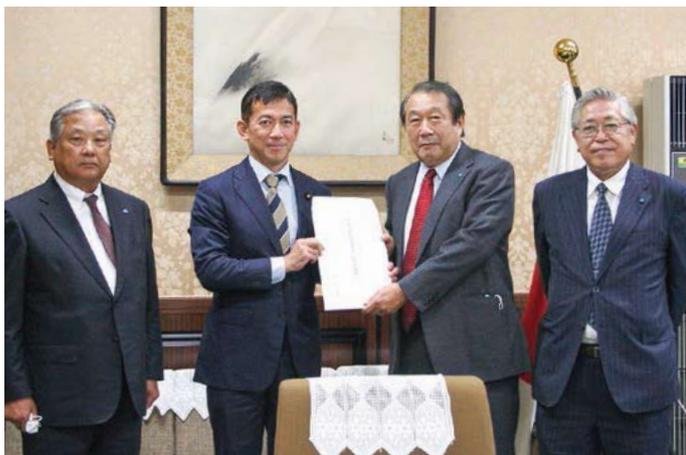


左から 田中税制副委員長、大塚税制調査会長

財務省

10月14日

財務副大臣 中西 健治 氏



左から 田中税制副委員長、中西副大臣、飯野税制委員長、松崎専務理事

国税庁

表敬訪問 11月26日

長 官 可部 哲生 氏
次 長 鎌水 洋 氏
課税部長 重藤 哲郎 氏

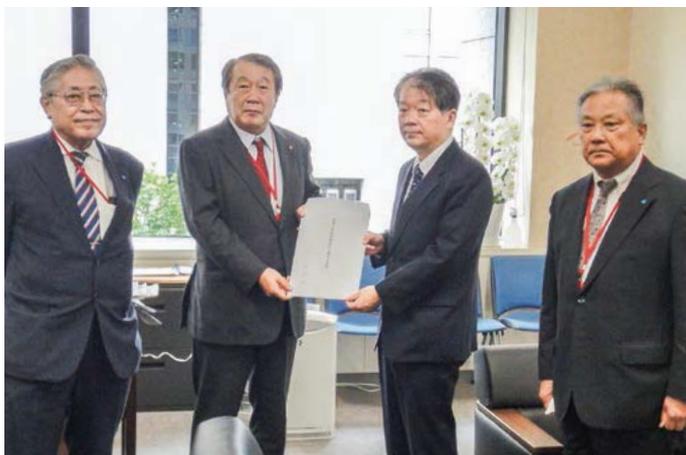


右手前から重藤課税部長、可部国税庁長官、鎌水次長
左手前から飯野税制委員長、小林会長、松崎専務理事

総務省

10月19日

自治税務局長 稲岡 伸哉 氏



左から 松崎専務理事、飯野税制委員長、稲岡自治税務局長、田中税制副委員長

中小企業庁

10月21日

長 官 前田 泰宏 氏
事業環境部長 飯田 健太 氏



右から 飯田事業環境部長、飯野税制委員長、松崎専務理事、田中税制副委員長

きたざわ川柳

三年間に渡り続けてまいりました川柳コンテスト【きたざわ川柳】は、今回を持ちまして、最終回とさせていただきます。今まで応募をいただいた皆様へ感謝を申し上げます。なお、本年の表彰は行わず、今回応募いただいた皆様へ記念品を贈呈させていただきます。

今後の【投稿コーナー】につきましては、広報として再考させていただきます。見、ご希望等も伺いたく存じます。

今後共、ご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

広報委員会

テーマ部門 オリンピック

- | | |
|-------------------------------|-------|
| 通勤の 吊り革すがり ストレッチ | ポスト君 |
| 柔道で 人間教育 できるんだ | ライオン丸 |
| マラソンが 北海道でも 家で見ると | ライオン丸 |
| オリンピック 期待と不安の 賀詞多し | 風楽 |
| オリパラの 開催できるか コロナ次第 | 海チャン |
| オリパラは やるもやらぬも 地獄路 | 海チャン |
| 延期でも 打撃大きい 中止なお | 海チャン |
| バツハ会長 開催前でも 時の人 | ポストくん |
| 安心な 東京五輪 開きたい | ポストくん |
| 五輪延期 川柳テーマ どうなるの | ポストくん |
| 世界の恵(かん) コロッと治って 空(そら)五輪(ごりん) | 風楽 |
| オリンピック とうとう来たねと 笑いたい | 風楽 |
| 忍(にん)途 日本の心は 五輪待つ | 風楽 |

自由部門

- | | |
|--------------------------|--------|
| 寄せ鍋の メはやっぱり 雑炊で | ポスト君 |
| 歩きスマホ 金次郎には どう映る | ポスト君 |
| お若いね 言われる自分 恥ずかしい | ライオン丸 |
| 防災の 訓練来る人 老人のみ | ブランメエー |
| 奥さんに 頼まれ買い物 重いもの | ブランメエー |
| 時が来て ついに抜かれる 親知らず | ブランメエー |
| お小遣い 上げて頂戴 税金分 | 横丁のだんな |
| 政治家の 問題なのが 問題だ | 横丁のだんな |
| 非常時に 大切なのは 危機管理 | 横丁のだんな |
| 人間の 理髪代より 犬カット | ライオン |
| 健康は よく寝る歩く 怒らない | ライオン |
| 見てみれば ためになるよな ユーチューブ | ライオン |
| 「久しぶり！」止まらぬ電話(はなし)に 除夜の鐘 | 風楽 |
| あれこれと 捨てねばと思う 年の暮れ | 風楽 |
| 新年が 明けても片づけ 終わらない | 風楽 |
| 新春は あなた(亡夫)に感謝の 墓参り | 風楽 |
| 年始め 訪ずねはげます 叔母の施設(いえ) | 風楽 |
| ゴーンの奴 保釈中に gone(ローン)する | 花チャン |
| 昭和の 子供平成 孫令和 | 花チャン |
| 怖いのは コロナウイルスと 不景気だ | 花チャン |
| クルーズを 羨ましがると もう止めた | 空チャン |
| コトより 面白いのは ユーチューブ | 空チャン |
| ドライバー 高反発に 期待する | 空チャン |

特殊な環境下、過酷な環境下でも優れた摺動特性と安定性を発揮する、固体潤滑剤・機能性被膜剤。

東洋ドライループ株式会社
TOYO DRILUBE CO.,LTD.

<http://www.drilube.co.jp>

代表取締役 飯野 光彦

〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4
TEL.03-3412-5711 FAX.03-3412-5738

出版事業を通じて社会に貢献する

株式会社大成出版社

<http://www.taisei-shuppan.co.jp/>

取締役会長 松林 久行

〒156-0042 世田谷区羽根木1-7-11
TEL.03-3321-4132 FAX.03-3327-3777

医療費控除は

領収証では医療費控除は
受けられません！

“医療費控除の明細書”の添付が必要です

改正の ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書”の添付
が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 医療費通知を添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号部分にマスキング処理(番号統が復元できない程度に黒マジックなどで塗り潰すこと)をお願いします。

医療費控除の明細書の記載例

国税太郎さんの例 (生計が同じ妻：花子さん)

国税太郎さんが受けた医療	
2/18	■●病院 診療 6,000円 ①
5/28	■●病院 診療 3,400円 ①
	▲▲薬局 医薬品 700円 ②
国税花子さんが受けた医療	
9/13	○○診療所 診療 3,300円 ③
	医薬品 1,100円

年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 _____ 氏名 _____

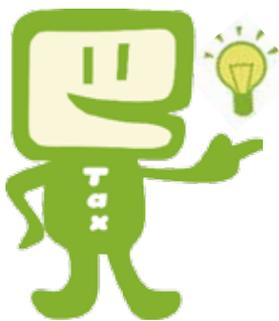
1 医療費通知に関する事項
医療費通知(※)を添付する場合は、セグID11へ印を記入します。
※医療費通知が発行される医療費の範囲を通知する書類で、次の条件に
該当されたものを指します。
(※) 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」
(※) 医療費通知の取扱いに準じて、医療費通知を受けた者、
医療費通知を受けた病院・診療所、薬局等の名称、医療費通知が
受けた医療費の額、診療科目の区分

(1) 医療費通知に 記載された医療費の 額	(2) (1)のうちその年中 に納めたあった 医療費の額	(3) (1)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされた金額
円	円	円

2 医療費(上記1以外)の明細
【控除額】を「税」ことではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入します。

(1) 医療を受けた方の 氏名	(2) 病院・薬局などの 支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費 の額
国税太郎	■●病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400円
同上	▲▲薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	700円
国税花子	○○診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400円

この明細書は、申告書と併記



・医療を受けた人
・病院・薬局
ごとに医療費を合計
して記載します。

2 医療費(上記1以外)の明細

(1) 医療を受けた方の 氏名	(2) 病院・薬局などの 支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費 の額
① 国税太郎	■●病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400円
② 同上	▲▲薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	700円
③ 国税花子	○○診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400円

医療費控除の申告は

確定申告書等作成コーナーで！

「医療費控除の明細書」も作成できます。

確定申告



www.keisan.nta.go.jp



税務署

明大前支部

第2回公開税務研修会

講師:廣田税務会計事務所 税理士
廣田勝彦 様

11月5日(木) / 参加者10名 / 場所:オンライン

明大前支部では、令和2年11月5日(木)に、第2回の公開税務研修会を開催しました。第2回の公開税務研修会も、対面集合形式ではなく、Zoomを使用してオンラインでの研修会を開催しました。講師を廣田税務会計事務所の税理士の廣田勝彦先生にお願いし、『税務に影響を及ぼす民法(相続法)の改正について』というテーマでお話を頂きました。今回の研修会には、10名の方に参加頂きました。

税務研修の内容としては

- I. 配偶者居住権の創設
- II. 遺留分制度に関する見直し
- III. 特別寄与料の創設
- IV. その他 (自筆証書遺言の方式緩和など)

についてお話を頂きました。

今回で2回目となるオンラインでの研修会の開催ということ

で、1回目よりはスムーズに進行ができたのかと思っています。まだまだ、新型コロナウイルス感染症の終息時期が見えそうにないので、他の支部もオンラインでの研修会を企画されてはいかがでしょうか？

最後に、今回もZoomの設定、当日のフォローをして頂いた事務局の廣住様ありがとうございました。

(明大前支部 副支部長 山田稔幸)



梅丘支部

第1回公開税務研修会
第1回支部会員会議講師:北沢税務署法人課第一部門
審理担当上席

池田研司 様

講師:NRUKIコミュニケーション代表

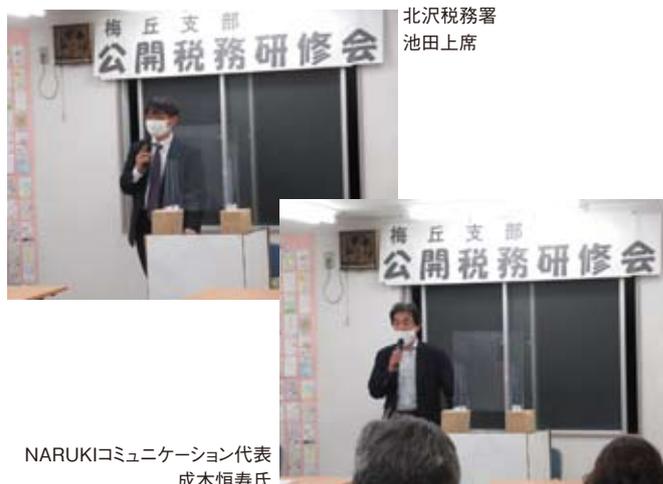
成木恒寿 様

11月18日(水) / 参加者19名 / 場所:北沢法人会館 3階大会議室

11月18日(水)18時30分より北沢法人会館3階大会議室において令和2年度「第1回公開税務研修会が開催されました。コロナ禍で初めての開催とはなりましたが、3密を避け検温と手指の消毒を徹底して19名の方の参加を頂きました。研修会の内容としては、講師に北沢税務署法人課第一部門審理担当上席の池田研司氏を迎え「コロナ禍における税務上の特例制度～納税猶予制度など～」と題して現場で皆様が直面する課題をわかりやすく解説して頂きました。続いて我が支部員でありますNRUKIコミュニケーション代表の成木恒寿氏から「台風被害と損害保険について」と題して近年多発しています異常気象による被害に対してどの様に備えるのか、損害保険の基本的な知識を教えてくださいました。その後、会場を寿美吉に移しまして、支部会委員会議を開き来年度の予算につきまして協議し、了承いただきました。引き続きの懇親

会では換気と大声での会話禁止などマナーを守りながら楽しい交流のひと時を過ごすことができました。

(梅丘支部 副支部長 平塚 敬二)



NRUKIコミュニケーション代表
成木恒寿氏

千歳台・
船橋支部

第2回公開税務研修会

講師:北税務署 法人課税第一部門
池田研司 様

11月24日(火) / 参加者34名 / 場所:平安・世田谷パビリオン

この状況下、「集う」ことに活動の意義あり

コロナ禍の中で、感染拡大を防ぐための国や都からの自粛要請が当初の予測をはるかに超えて、1年間近くにもなるかという現在、終息が見えるどころか、第3波かと思わすようなコロナウイルスの感染状況になっております。

そんな状況の中、千歳台・船橋支部の第2回公開税務研修会に一会員として参加いたしました。

従来とは違って、玄関先での検温・手指の消毒。座席は10人掛けの大きな丸テーブルを「三密」回避を考えた配置にし、一つのテーブルに4~5名が座り、会食・懇談はなし、お弁当はお持ち帰り。座席にはフェイス・シールドが用意され、各人がマスクの上からこれをつける、という非常に神経を使った予防対策が講じられその徹底ぶりに感心させられました。

研修会は、全スケジュール2時間を予定し、あらかじめ予定されていた池田上席調査官の他に統括国税調査官の井波正春氏が加わり、『税金あれこれ』をテーマにして、設問(クイズ)形式での講師と参加者との意見の交流を図りながら、お二人の講

師の解説が加わるという形で進行しました。

その内容を大雑把に拾うと、先年改正された相続税や所得税、消費税などの、私たちの生活とは密接に関わる部分での基本的な税の周辺のことなどが分かりやすく解説されたことで、例えば、令和元年に引き上げられた消費税10%のうち、7.8%が国へ、2.2%が地方に振り分けられること。確定申告の場合の基礎控除が、これまでの38万円から48万円に増えたことなど、税知識として再確認されたことが多くありました。

会の感想として、参加者が例年と違ってほぼ半数に制限されたことも含めて、全体の雰囲気もうひとつ盛り上がり欠けた感はずいぶん避けられず、それは仕方ないことと思います。「コミュニケーション」という社会生活にとって最も大切なものが否定される方向性がソーシャル・ディスタンスの形ですから。それ故にこそ、この厳しい条件の中でこうした集まりを企画した役員の方々の努力に感謝をしたいと思います。

(千歳台・船橋支部 加野康一)



女性部会

女性部会役員会

11月2日(月) / 参加者12名 / 場所:ラ・ベファーナ下北沢店

ACE エースの作業用手袋

機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア


小野商事株式会社

代表取締役 小野 俊英

〒156-0043 世田谷区松原1-38-6
TEL.03-3322-5111(代) FAX.03-3324-0005

ねじでお困りの方はご相談下さい。

ネジの総合商社


株式会社セガワ

k-segawa.jp

代表取締役社長 渡瀬 丈史

〒155-0032 世田谷区代沢3-18-13
TEL.03-3413-0560 FAX.03-3413-2429

会 員 紹 介

北沢法人の会員を紹介します。

梅丘支部

アジア料理店

スパイス ジュパディ Spice jhupadi

会員名:ガウタム ウメズ ラズ

梅丘駅南口徒歩3分のところに美味しい「タイとインド料理」のお店が昨年10月にオープンし、早速法人会にもご入会いただきました。是非お気軽にお立ち寄りください。

営業時間:11時~15時/17時~23時(定休日:毎週水曜日)

住所:梅丘1-26-4 原マンション1F TEL:03-3425-3434



一般社団法人

東京メディエーションセンター

会員名:代表理事 鈴木佑輔

下北沢支部



お問い合わせは、お電話の他、下記URLから、メールフォーム・FaceBookでも可能です。
TEL:070-1479-1777 鈴木直通
 受付:月曜 10:00~17:00
<https://tokyo.mediationcenter.jp/>

活動内容:「近隣トラブル」や「家族や親子のすれ違い」など、これまで解決の難しかった事柄に取り組みます。

行政支援の届きにくい家庭内のコミュニケーション、法的に対応しにくい近隣同士のマナー問題、職場や学校で人間関係がうまくいかないことなどは、解決をサポートできる機関がありません。しかし、このようなトラブルを小さなうちに解消できなかったばかりに、次第にお互いの感情が大きくなり、最悪の事態を招いてしまうことも少なくありません。

地域コミュニティの力が弱まり、その解決にあたる人は限られています。一方で、個々のつながりを取り戻そうと、シェアハウスやコミュニティづくりも盛んに試みられていますが、一度トラブルになったら自力では解決できず、コミュニティが一過性になることも多くなっています。

私たちは、第三者の立会いのもとで当事者同士が話し合う「メディエーション」によって、個人が抱えている問題を「自分たちで解決する」ことを支援します。

愉快的な生活の創造と果敢な挑戦

リネンサプライ クリーニング

(利) 株式会社玉川繊維工業所

本社:〒156-8510 東京都世田谷区松原3-40-7
 パインフィールドビル6階
 TEL:03-3327-1111 FAX:03-3327-0016

明日への新情報通信システムを構築する。
 情報通信・光ファイバー・CATV・設計施工・保守

三東電気工事株式会社

代表取締役 寺腰 忠嘉

〒156-0044 世田谷区赤堤3-24-12
 TEL.03-3325-5630(代) FAX.03-3325-5686

新入会員ご紹介

令和元年12月から令和2年11月までに32社の皆様にご入会いただきまして有難うございました。そのうち広報誌への掲載をご了承いただいた25社の新入会員様をご紹介させていただきます。ご入会有難うございました。令和3年1月 組織委員長 瀬川 修

所属支部	事業所名	お名前	住 所
下北沢		鈴木 修二	214-0008 川崎市多摩区菅北浦4-15-1-202
下北沢	第一生命保険株式会社下北沢営業オフィス	岡田 旭央	155-0031 世田谷区北沢2-4-11 下北沢分館5F
下北沢	株式会社G&O Connect	伊藤 禎	155-0033 世田谷区代田2-16-8 デルフィオーレ下北沢
下北沢		古屋 聡彦	155-0031 世田谷区北沢2-16-1
下北沢	有限会社ビーアンドビーコミュニケーションズ	大竹 淳夫	155-0033 世田谷区代田6-29-8 第二サニーハウス201
下北沢	一般社団法人東京メディアエーションセンター	鈴木 佑輔	155-0032 世田谷区代沢1-11-2
下北沢	英雄	北條 敦大	156-0051 世田谷区宮坂3-17-7
下北沢		畠山 晋一	156-0041 世田谷区大原1-16-3 セボン下北沢112
下北沢	株式会社Beside u	五十嵐 智夫	155-0031 世田谷区北沢1-24-28 プライム北沢203
下北沢	有限会社すこんぶ本舗	川上 和三	155-0031 世田谷区北沢2-13-7 片野ビル1-A
下北沢	K's Cafe	佐野 邦明	155-0031 世田谷区北沢2-25-18 佐野ビル2F
代沢・代田		大友 久子	156-0052 世田谷区経堂2-26-4
明大前	一般社団法人日本安全保障戦略研究所	高井 晋	156-0041 世田谷区大原2-7-2(株)j-tec24内 アイビー大原302
梅丘	株式会社K.I.T	紙田 拓弥	154-0022 世田谷区梅丘3-6-3
梅丘		眞鍋 規味代	154-0022 世田谷区梅丘2-6-13 世田谷ハイツ201号
梅丘	スパイス ジュパディ	ガウタム ウメズ ラズ	154-0022 世田谷区梅丘1-26-4 原マンション1F
桜上水	株式会社nanofun	川路 拓也	157-0065 世田谷区上祖師谷1-28-13 シャトレ映華1号室
桜上水	有限会社エミ salon de mieux	伊藤 心結	231-0861 横浜市中区元町1-38-2 S-3号室
桜上水		高橋 輝夫	156-0045 世田谷区桜上水4-1 E-208
経堂	Natural Medicine	三宅 恭子	156-0054 世田谷区桜丘5-6-6
経堂	アロー・フィールズ株式会社	矢野 明誉	156-0052 世田谷区経堂1-24-12 パサーージュ経堂1F
千歳台・船橋	株式会社あわのきかく	中田 圭昭	156-0055 世田谷区船橋5-30-6 #103
千歳台・船橋	上島事務所	上島よしもり	156-0052 世田谷区経堂1-21-16 キリン堂ビル3階
千歳台・船橋	Small Change	鹿嶋 啓二	157-0071 世田谷区千歳台4-26-4 ドエル・コンフォート202
給田・北鳥山	Asian Stream株式会社	阿部 修士	107-0052 港区赤坂2-6-24 赤坂水野ビル

(順不同・敬称略)

ー都税についてのお知らせー

～23区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和3年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	令和3年2月1日(月)

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&Aや軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

eLTAX

ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索

ヘルプデスク

☎ 0570-081459 (左記電話番号につながらない場合: ☎03-5521-0019)

9:00~17:00 (土・日・休日、年末年始12/29~1/3を除く)



新春

謹んで

新年のお慶びを

申し上げます。

固体被膜潤滑剤及び機能被膜剤

 **東洋ドライループ (株)**

代表取締役 **飯野 光彦**

〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4
TEL 03-3412-5711 FAX 03-3412-5738
<http://www.drilube.co.jp>

新築・リフォーム・耐震等の建築のご相談は

一級建築士事務所
(有) 伸建築企画

代表取締役 **広瀬 淡**

〒154-0022 世田谷区梅丘1-49-9
TEL 03-3425-9016 FAX 03-3426-2202

より良い未来を考える想像力、
理想を形作る創造力

梶原建設 (株)

代表取締役 **梶原 利文**

〒157-0064 世田谷区給田4-12-18 梶原ビル
TEL 03-3307-7726 FAX 03-3307-7757
<http://www.kajiken.co.jp>

ライフラインの管理・施工を行い社会に貢献

株式会社 ナカス

代表取締役 **陳 厚銘**
常務取締役 **善養寺 大作**

〒156-0043 世田谷区松原2-40-11
電話 03-3323-1641 <http://www.nks-g.jp>

鉄道輸送の基盤を支える

大雄電設工業 (株)

代表取締役社長 **本庄 謙一**

〒157-0064 世田谷区給田 3-26-20
TEL 03-5315-3001 FAX 03-3326-4771
<http://www.daiyu-densetsu.jp/>



(株) 金子プロモーション
金子ボクシングジム

代表取締役 **金子 健太郎**
(ボクシングジム会長)

〒155-0031 東京都世田谷区北沢1-45-23
TEL 03-3460-8353 FAX 03-3460-8354
E-mail : kentaro@kaneko-boxing.com
<http://www.kaneko-boxing.co.m>

出版事業を通じて社会に貢献する



株式会社大成出版社

取締役会長 **松林 久行**

〒156-0042 世田谷区羽根木 1-7-11
TEL 03-3321-4132 FAX 03-3327-3777
<http://www.taisei-shuppan.co.jp/>

『建築の企画・設計・監理』
土地・建物に関するコンサルティング業務

(株) 四季建築設計事務所

代表取締役 **坂本 哲**

〒156-0043 世田谷区松原2-19-9
TEL 03-3328-1117 FAX 03-3328-1357
<http://www.shikiken.co.jp>

ネズミ・白アリ・害獣・害虫など
ウルトラマンが駆除します!!

(有) ワンステップ

代表取締役 **佐藤 寛**

〒155-0033 世田谷区代田3-28-11
TEL 03-6413-5403 FAX 03-6413-5403
E-mail : onestep@joy.ocn.ne.jp

「耐震補強」安心・和らぎの生活を
お手伝い致します

有限会社 大倉建築事務所

代表取締役 **大倉 博行**

〒157-0062 世田谷区南烏山4-23-21-101
TEL 03-5384-1251 携帯 090-1049-4182
E-mail : info@okura-k.com



株式会社イーダム・アソシエイツ
K2Associates 一級建築士事務所
主宰 竹股 克之
TEL 03-3427-7051 E-mail : edu_a@yahoo.co.jp

<ネジの総合商社>



代表取締役 渡瀬 文史

〒155-0032 世田谷区代沢 3-18-13
TEL 03-3413-0560 FAX 03-3413-2429

エレベーター☆立駐☆自動ドア

◆保守管理・工事◆

(株) i-tec24

代表取締役 岩本 由起子

〒156-0041 世田谷区大原 2-7-2
TEL 03-5301-5231 FAX 03-5301-3240
URL:https://www.i-tec24.net

プロパンガス販売・消防設備点検

(株) 鈴木屋 野島防災

取締役 野島 洋二

〒156-0044 世田谷区赤堤4-48-4
TEL 03-3321-2102

企業ユニフォームの販売/別注生産



高宮株式会社

代表取締役 高宮 英輝

〒168-0074 杉並区上高井戸1-8-17 プライコアビル本館3階
TEL:03-6379-8902 FAX:03-6379-8903
E-mail : takamiya@titan.ocn.ne.jp

大好きな街 応援します



昭和信用金庫

理事長 内藤 博

〒155-0031 世田谷区北沢1-38-14
TEL03(3422)6182 FAX03(3419)0651
https://www.shinkin.co.jp/showa/

働くあなたの手、働くあなたの足、
しっかりガードします



ゴム履物 作業用手袋 卸売業

小野商事株式会社

代表取締役 小野 俊英

〒156-0043 東京都世田谷区松原 1-38-6
TEL 03-3322-5111

あけましておめでとうございます

(株) DCST

代表取締役 蜂谷 和明

〒156-0051 世田谷区宮坂1-19-17
TEL03-3428-9988 FAX03-3428-9976

謹賀新年 海外に日本の文化を

小杉造園(株)

代表取締役 小杉 左岐

〒155-0031 世田谷区北沢 1-7-5
TEL 03-3467-0525 <http://kosugi-zohen.co.jp>

環境ダイイチ・あなたの為に!!

(株) 台一環境

代表取締役 金子 秀五郎

〒155-0033 世田谷区代田6-6-9-1A
TEL 03-3468-4114 FAX 03-3468-4163
E-mail : daiichi-kankyo@mxl.alpha-web.ne.jp

楽しい雰囲気の中で
多くの曲をお楽しみ下さい。

(株) K・I・E

代表取締役社長 熊崎 恵美子

〒155-0031 世田谷区北沢2-1-9
TEL 03-3421-5923 FAX 03-3411-2358
E-mail : bears4198@yahoo.co.jp

福祉専門の不動産屋

(株) SG コーポレーション

代表取締役 川村 貴志

〒155-0031 世田谷区北沢2-9-19植松第一ビル2F203
TEL 03-6303-4141 FAX 03-3485-7575
<http://www.sg-corp.jp>

賀正

皆様のご健康と
ご多幸を
心よりお祈りいたします

プロ速記者による正確な発言記録の作成

(株) 澤速記事務所

代表取締役 澤 吉昭

〒155-0031 世田谷区北沢2-22-13 XAビル3階
TEL 03-3413-5821 FAX 03-3412-1255

「情報」と「感動」をつなぎ、豊かな明日を。

共同通信電設 (株)

代表取締役 服部 一男

〒155-0032 世田谷区代沢4-1-2
TEL 03-3413-5515 FAX 03-3419-0788
E-mail : infom@kyodo-tsusin.co.jp

しばしんが豊かな暮らしを応援します

芝信用金庫 代沢支店

支店長 引間 哲也

〒155-0032 世田谷区代沢4-41-6
TEL 03-3412-6581 FAX 03-3412-3469
<https://www.shibashin.jp>

これからもよろしく御願いたします。

藤蔵測量開発 (株)

代表取締役 後藤 寛

〒155-0032 世田谷区代沢5-11-14
TEL 03-5432-5171(代) FAX 03-5432-5172

鋼構造物非破壊検査会社
(東京都検査機関登録/鉄骨・鉄筋)

株式会社 アディック

代表取締役 加藤 和彦

〒155-0032 世田谷区代沢4-28-3
TEL 03-3419-0990 <http://www.adic-inspection.jp/>

移転しても北沢法人会員です

光和木材 (有)

取締役社長 武市 通孝

〒151-0073 渋谷区笹塚1-39-12
TEL 03-3466-4517 FAX 03-3466-5596
E-mail : info@kouwa-wood.jp

お客様のニーズに対応いたします。

(株) アライ印刷

代表取締役 新井 和榮

〒156-0042 世田谷区羽根木 1-12-7
TEL 03-5376-9123 FAX 03-5376-8854
E-mail : arail56@oak.ocn.ne.jp

愉快的な生活の創造と果敢な挑戦

(株) 玉川繊維工業所

代表取締役社長 梅森 文寿

〒156-8510 世田谷区松原3-40-7-6F
TEL 03-3327-1111 FAX 03-3327-0016
<http://www.tamasen.co.jp/>

各種広告デザイン

(有) ガットデザイン

代表取締役 細井 眞一

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-13-13 Y-HOUSE 201B
携帯:090-1461-0365 E-mail : s-hosoi@tea.ocn.ne.jp

光と風が我が家の自慢

本間建設 (株)

本間建設株式会社一級建築士事務所

代表取締役 武藤 英正

TEL 03-3427-2261 FAX 03-3427-2244
☎フリーダイヤル 0120-35-35-70
<http://www.honma-web.com>
E-mail: hidemasa610@honma-web.com

謹んで新春のお慶びを申し上げます

エル・パッケージ (株)

代表取締役 野田 三重子

〒156-0044 世田谷区赤堤 2-24-12-105
TEL 03-5301-8600 FAX 03-5301-8661
URL:<http://www.l-pac.co.jp>

あけましておめでとうございます

旭鮎総本店 (株)

代表取締役社長 丹羽 豊

〒156-0044 世田谷区赤堤4-45-2
TEL 03-3322-3334 FAX 03-3327-3333
<http://www.asahizushi.com>

本場・中国の味、
陳麻婆豆腐・調味料をヤマム口から

(株) ヤマム口

代表取締役社長 山室 勝

〒156-0057 世田谷区上北沢5-7-2
TEL 03-3329-1111

株式会社 内山商会

〒156-0057 世田谷区上北沢5-43-11
TEL 03-3302-9675 FAX 03-3306-0511

電気を活かす先進技術

(株) ユーテック

代表取締役会長 伊藤 太久三

〒156-0057 世田谷区上北沢 5-5-12
TEL03-3306-1981 FAX03-3306-1985
<http://www.utec-um.co.jp>

謹んで新年のお慶びを申しあげます

(有) 奉達

代表取締役 島田 益吉

〒156-0056 世田谷区八幡山 3-6-2
TEL 03-3303-6195 FAX 03-3304-2188
E-mail : houtatsu@ia6.itkeeper.ne.jp

「大人のピアノ教室」併設、無料練習室有り、
保育士試験の音楽指導も

太田ピアノ教室 (有)

代表取締役 太田 一樹

〒156-0051 世田谷区宮坂3-31 -13
TEL 03-3428-9566 FAX 03-5451-7732
E-mail: info@otapiano.com

新築・増築・改築・防震・介護対策の相談無料

(株) 山崎工務店

代表取締役 山崎 登
取締役 山崎富美子

〒156-0055 世田谷区船橋1-1-2
TEL 03-3420-6060 携帯 090-1600-5773

あけましておめでとうございます

(株) IMC

代表取締役 石井 政夫

〒157-0071 世田谷区千歳台 2-15-22
TEL 090-2448-1906 FAX 03-3482-5679
E-mail : ma-ishii@S4.dion.ne.jp

地方より上京する学生を支援する

(有) 小野自動車

代表取締役 小野 陸雄

〒157-0071 世田谷区千歳台 3-11-3
TEL 03-3482-1436 FAX 03-3482-1933

(株) ベルモード

代表取締役 久保 弘憲

〒157-0062 世田谷区南烏山 1-10-25-303
TEL 03-3306-3210 FAX 03-3306-3210

環境負荷・PM2.5・CO₂削減に大きく貢献

(株) ターゲンテックス

代表取締役 中村 幸司

〒157-0062 世田谷区南烏山5-1-13
TEL 03-3326-7081 FAX 03-5313-2430

「今年こそ本気でやろう会員増強」

ジャンププライズ (株)

会長 中西 勉

〒157-0062 世田谷区南烏山5丁目25番8-301号
TEL 03-5384-3081 FAX 03-5384-3082
E-mail : nakanishi@japanprize.com

人に、地域に、よりそう心

(株)JA東京中央セレモニーセンター

代表取締役社長 丹野 浩成

〒157-0061 世田谷区北烏山3-5-6
TEL 03-5315-1717 FAX 03-5315-2010
E-mail : setagaya@ja-labis.co.jp

物流のパートナー

(有)西東京物流

代表取締役 櫻井 彰

〒157-0064 世田谷区給田5-15-4
TEL 03-5384-9491 FAX 03-5384-9668

(有)日静企画

代表取締役社長 中村 みのり

〒157-0061 世田谷区北烏山7-12-24-201
TEL 03-3300-5418 FAX 03-3300-5418

コンクリートは都市の未来を支えます

宍戸コンクリート工業 (株)

代表取締役 宍戸 啓昭

〒157-0064 世田谷区給田 3-2-15
TEL 03-3326-5251 FAX 03-5314-7063
<http://www.shishido-concrete.co.jp>

北沢法人会会員とご家族の葬儀支援サービス

(株)全国儀式サービス

代表取締役社長 伴 良二

〒144-0052 東京都大田区蒲田 5-40-16蒲燃第3ビル7階
☎ 0120-421-493 ヨニイニシクミ TEL 03-3739-0755

AIG損害保険株式会社

東京第一プロチャネル 営業部

部長 上原 和彦

〒163-0814 新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル14階
TEL 03-6894-9100 FAX 03-6894-9921
<http://www.aig.co.jp/sonpo>

「生きる」を創る

アフラック東京第一支社

支社長 東内 修司

〒160-0023 新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 17F
TEL 03-6757-2603 FAX 03-3348-0679
<http://www.aflac.co.jp/>

皆様にとって
新しい歳がすばらしい一年となり
ますますのご発展を
遂げられますようご祈念いたします。

本年も

どうぞよろしく願いいたします。

北沢法人会 会員の皆さまへ **日本政策金融公庫からのご**

案内 「国の教育ローン」をご存じですか？

制度創設以来、**40年**の歴史を持つ
公的な融資制度です。

融資限度
額

\\ お子さま1人につき / \\ 海外留学資金の場合 /
上限 **350** 万円 上限 **450** 万円



「国の教育ローン」 3つのポイント 

1

固定金利

年 **1.68%**
令和2年12月1日現在
最長 **15** 年の
長期返済

2

ご家庭の状況
に応じた
優遇制度

3

(公財) 教育資金
融資保証基金
による保証

- お借入時の金利が完済まで変わらない固定金利を採用し、返済期間は、最長 15 年までと長期です。
- 「国の教育ローン」は、母子家庭、お子さまが3人以上の世帯などを対象に、返済期間の延長、金利の低減などの優遇制度があります。
- 「国の教育ローン」では、公益財団法人教育資金融資保証基金による保証をご利用いただけます。

「事業資金」のお知らせ

日本政策金融公庫渋谷支店国民生活事業では、窓口でのお申込のご相談を予約制とさせていただきます。詳細は日本公庫ホームページをご覧ください。

日本公庫ホームページ（平日来店予約（国民生活事業））

https://www.jfc.go.jp/n/service/hei_jitsu_soudan.html

渋谷支店予約フォーム



日本政策金融公庫 渋谷支店 国民生活事業

〒150-0041 東京都渋谷区神南1-21-1 (日本生命渋谷ビル2・3階) Tel : 03-3464-3914

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

「e-Tax」なら国税に関する
申告や納税、申請・届出などの
手続きがインターネットで
行えます。



納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。

※メンテナンス時間を除きます。



e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス 検索
www.e-tax.nta.go.jp

ペンギン先生は、下北沢で開業している弁護士ですが、いつも寝てばかりいます…。
そんな居眠りペンギン先生に、今日はこんな相談がきました。



No.
4

ペンギン先生の居眠り法律相談所

弁護士
山崎由紀子

「トンデモ社員からの宣戦布告?!」の巻

(電話の音)ブルルルル、ブルルルル…

ペンギン先生:むにゃむにゃ…。はい、ペンギン総合法律事務所です!

日向子:もしもし、ペンギン先生、敷金の件では大変お世話になりました
(ほうじん北沢4・5月号参照)

ペンギン先生:いえいえ!日向子ちゃんのご実家から頂いたマンガー、と
っても美味しかったです。入社早々コロナで大変だったと思いますが、
仕事は順調ですか?

日:おかげさまで、私が入社した下北沢ホーム食品は家食需要の効果
もあって、売り上げは右肩上がりでした。今度、うちの看板商品「PON
カレー」を持ってきますね。

ペ:PONカレー!美味しいですよええ。私はカレーフェスじゃなくても毎日
カレーでいいぐらい大好きなんです。あーお腹すいてきたな…。

日:先生、本題に入ってもいいですか?

ペ:おっと、ごめんなさい。今日はどうしましたか?

日:実は…。私、会社で人事部に配属されたんですけど、ちょっと問題が
ある従業員がいて、そのことで相談したいんです。私が入社する以
前から色々トラブルを起こしていたそうで、人事部では要注意人物扱
いになっているんです。

よろしければ人事部長と一緒に相談にお伺いしてもよろしいですか?

ペ:そんな人がいるのですか。今日はこの後昼寝の予定があるので、夕
方4時に事務所に来てもらえますか?

～夕方4時過ぎ～ドンドンドン(ドアを叩く音)

日:ペンギン先生、おはようございます!!

ペ:むにゃむにゃ…。おや、日向子ちゃん。どうしましたか?

日:4時にお伺いすると言っていたじゃないですか!

井之頭部長:初めまして。下北沢ホーム食品の井之頭です。下北沢一の
敏腕弁護士であると伺っています、急にお訪ねしてすいません。つまら
ない物ですが、弊社の看板商品のPONカレーです、お召し上がりください。

ペ:下北沢一ですか…。結構範囲が狭いですね。ともかくご丁寧にあり
がとうございます!

井:実は弊社に問題社員がいるんです。もう3年目なのに仕事は全く覚
えないし、ミスは人のせいにするし、すぐイライラして社内の空気を悪く
するし…。この社員が年末で退職することになったんです。前々から辞
めてもらいたいと思っていたのでそれ自体は良いことなのですが、「未払
残業代を支払ってほしい。」なんて勝手なこと言ってきてるんですよ!支
払うつもりはないと答えたら、大声で「支払ってくれないなら裁判する!」
と怒鳴り声を上げまして、社内の雰囲気は最悪になってしまいました。

同じ部署の社員の話では、定時後は、同僚と駄弁ったり業務用パソコン
でYouTubeを見たりしてダラダラと会社に残っていただけだって言
うんです。みんな大変な時に遊んでいて残業代なんてとんでもない!!!
そうですね、ペンギン先生!!!

ペ:まあまあ、落ち着いて。

井:あ、すいません。つい熱くなっちゃって。

ペ:まず、御社では勤怠管理はどのようにされているんですか?

井:タイムカードですね。入社時と退社時に会社のエントランスに置い
てある機械にカードをピッとすることになっています。

ペ:では、残業する際の手続きについて、就業規則に「残業する時には
上長の承認が必要」等の定めはありますか?

井:いや…。そこはうちの会社のダメなところなのですが、法務部も名ば
かりで詳しい者はいないですし、就業規則も何十年も同じ物を使ってい
まして、そのような規定はないと思います…。

ペ:そうすると、裁判になったときはタイムカードに記録されている時間が
労働時間と認定されて、この労働時間に基づいて未払残業代の支払い
をする必要があることになってしまう可能性がありますね。社員の労働時
間の管理は会社の義務ですし、裁判においては客観的な証拠が重視さ
れますので。

井:えー?!遊んででも残業代を支払わなければならないんですか??

ペ:いくら「遊んでいた」と言っても、それを立証できない場合には労働時
間だったと判断されてしまうんです。

井:厳しいですね…。汗水垂らして働いて、あんな奴に残業代を支払うな
んて…。一体いくら払わなきゃいけないんだ。

ペ:諦めるのはまだ早いですよ。戦う手段はあります。残業している時間帯
にYouTubeを見てたんですよね?業務用に会社が貸与していたパソコン
の閲覧履歴に残業時間中に業務と関係ないウェブサイトを見ていた記録
が残ってはいないでしょうか。この記録があれば、良い証拠になりますね。

井:なるほど!!日向子さん、社に帰ったらすぐに確認して!

日:がっせん承知の助です!

井:あー、なんとかかなりそうで安心しました…。

ペ:安心するのはまだ早いです。今回退社する社員の方とは別に、今後
のことを考えて、これを機会に就業規則や他の社内規程の見直しをする
ことをオススメします。2020年4月1日から民法が改正されて、未払残業
代の請求権の時効が2年から3年に伸びましたし、これまでよりも大きな
金額の請求を受ける可能性があります。

コロナ禍でリモートワークも増えているでしょうから、必要な労働時間の
管理の方法も変わってきます。実態に即した規則にしないと会社を守る
ことは出来ませんからね。

井:そうですね、いい機会かもしれませんね。そうだ、下北沢一、いや、世
田谷区一の弁護士であるペンギン先生に顧問弁護士になってもらうこと
はできませんか?

ペ:範囲がちよっと広くなりましたね…。

井:ペンギン先生が味方になってくれたら百人力ですよ!ガハハハ!せっか
く商店街まで来たから、どこか良い定食屋でも行ってみようかな。

日:部長、まだ勤務時間中ですよ!寄り道しないで帰らないと!!

ペ:大将のところならテイクアウトをやっているから行ってみてはどうでし
ょう?私は、夕寝する前に早速PONカレーを頂きましょうかね。

執筆者紹介

弁護士法人すずたか総合法律事務所

弁護士 山崎由紀子

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1丁目1番21号 新虎ノ門実業会館9階

TEL. 03-6206-6497 TEL. 03-6206-6498

HP: <http://www.suzutaka-law.com/tokyo.html>

Mail: y-yamazaki@suzutaka-lawoffice.or.jp



今回は水口瑛介弁護士(夫)が担当します。

新型コロナウイルスによる借入の印紙税の非課税措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りが厳しくなり、新たな借り入れを行うこともあると思います。このような借入を行った事業者の負担を軽減するために、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、経営に影響を受けた事業者を対象として行われる特別な貸付けに係る契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについては、印紙税が非課税になっています。

■印紙税とは

印紙税は、文書に収入印紙を貼り付け、消印を行うことで納付される税金であり、印紙税が課税される文書は印紙税法により定められています。金銭の借用書は、消費貸貸に関する契約書として課税文書に該当し、収入印紙を貼付することが義務づけられています。

■非課税措置の

対象となる消費貸貸契約書

非課税措置の対象となる消費貸貸契約書は、地方公共団体、政府系金融機関等（以下「公的貸付機関」）又は金融機関が行う一定の金銭の貸付けに係る「消費貸借契約書」で、次の①から④までのすべての要件を満たす金銭の貸付けに関して作成される消費貸借契約書で、令和3年1月31日までに作成されるものです。

- ①金銭の貸付けを受ける者が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者（以下「特定事業者」といいます。）であること
- ②金銭の貸付けを行う者が、公的貸付機関又は金融機関であること
- ③新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けたことを条件として行う金銭の貸付けであること
- ④他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けであること

■経営に影響を受けた事業者とは

印紙税の非課税措置の対象となる金銭の貸し付けを受ける事業者とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者をいい例えば、事業者又はその親族、従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したことによる影響のほか、イベント開催又は外出等の自粛要請、入国制限、賃料の支払猶予要請等の各種措置による影響等により、収入の減少又は売掛債権の固定化等その経営の状況が悪化した事業者をいいます。

■公的貸付機関等とは

非課税措置の対象となる金銭の貸し付けを行う公的貸付機関とは、次の機関をいいます。

- ・地方公共団体 ・株式会社日本政策金融公庫
- ・沖縄振興開発金融公庫 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構
- ・独立行政法人福祉医療機構 ・預託等貸付金融機関
- ・転貸者 ・指定金融機関 ・融資機関

■金融機関とは

非課税措置の対象となる金銭の貸し付けを行う金融機関とは、次の機関をいいます。

- ・銀行 ・信用金庫 ・信用協同組合 ・労働金庫
- ・信用金庫連合会 ・協同組合連合会 ・労働金庫連合会
- ・農業協同組合

■すでに納付した印紙税の還付請求

印紙税が非課税となる消費貸貸契約書については、すでに印紙税を納付している場合には、「印紙税過誤納付確認申請書」を税務署に提出し、税務署長の確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。その際には、過誤納となった契約書等（原本）を提示または過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類（原本）を提出する必要があります。この書面については、借入先の金融機関等にお問合わせください。

なお、還付請求をすることができる期間は、過誤納付となっている文書を作成した日から5年以内となっています。

■まとめ

新型コロナウイルス感染症の影響により経営等が悪化した事業者が有利な条件で借入を行う場合には、印紙税が非課税になります。

また、上記の印紙税を非課税とすること等を規定した新型コロナ税特法の施行される令和2年4月30日より前に同様の借入を行い、印紙税の納付をしている場合には、印紙税額に相当する金額の還付を受けることができますので、借入先の金融機関等にお問合わせをして、手続きを行うといいでしょう。

■東京税理士会・北沢支部の紹介

私たち税理士会は、税務の専門家として納税者の皆様の少しでもお役に立てるよう日々邁進しております。何か税務の事でお困りの際は、東京税理士会北沢支部までお気軽にご相談下さい。

東京税理士会・北沢支部

〒156-0043 世田谷区松原6-1-10 アイリンマンション3階
電話 03-3322-7894 FAX 03-3323-3571
メール kitazawa-shibu@zeirishi-kitazawa.org

■執筆者の紹介

- ・税理士：川辺洋二
- ・事務所：川辺会計事務所
世田谷区代田5-34-8カーサ下北沢103
電話：03-5433-8380
<http://kawabe-kaikei.com/>
- ・主な著作：「コストダウンのための原価のしくみ（日本能率協会）」他
- ・主な講演先：早稲田大学・日本FP協会



同一労働同一賃金

今回は、大企業に対しては本年4月よりすでに適用されていますが、中小企業に対しても来年(令和3年)4月より適用となります。正規雇用労働者(正社員)と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期雇用労働者)の間の不合理な待遇差を禁止する「パートタイム・有期雇用労働法」(以下、パート・有期法)について、説明していきます。

※今回は、派遣労働者についての内容は、割愛させていただきます。

1. 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者の間で、基本給や賞与などあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

不合理な待遇差の判断基準としては、パート・有期法に下記内容が規定されています。

(1) 「均衡待遇規定」の内容(不合理な待遇差の禁止)

①職務内容※、②職務内容・配置の変更範囲、③その他の事情の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止

(2) 「均等待遇規定」の内容(差別的取扱いの禁止)

①職務内容※、②職務内容・配置の変更範囲が同じ場合は、差別的取扱い禁止 ※職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

どのような待遇差が不合理となるかについては、典型的な事例として整理できるものを問題とならない例・問題となる例という形で具体例を記載した「同一労働同一賃金ガイドライン」(厚生労働省告示第430号)を厚生労働省が示しています。

ポイントとしては、このガイドラインでは、総支給金額等でザックリと待遇差を判断するのではなく、基本給・賞与・諸手当・福利厚生等それぞれの待遇ごとに、合理・不合理を判断してしています。具体的には取り組みを始める際には、現在の御社での正社員と非正規雇用労働者との待遇差について、ガイドラインに当てはめながら、それぞれの待遇ごとに検討していき、不合理な待遇差・問題となりそうな待遇差がある場合には、改善を図っていくことになります。

2. 労働者に対する待遇に関する説明義務

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」など、自身の待遇について事業主に説明を求めることができます。事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、正社員との待遇差の内容や理由の説明をしなければならない義務が課されます。また、説明を求めた労働者に対する場合の不利益取扱いも禁止されています。

非正規雇用労働者への待遇差の内容・理由の説明については、同一の事業主に雇用される正社員で、職務の内容、職務の内容・配置の変更範囲等に最も近いと事業主が判断する者を比較対象の労働者とし、対象者との待遇差の理由(職務の責任の

違いなど)を具体的に説明することになります。

「パートだからこの待遇です。」という説明では説明義務を果たしたことにはならず、「職務内容」「職務内容・配置の変更の範囲」等の観点から、正社員と比べて異なる点を説明し、待遇も異なることを説明する必要があるとされています。

今回の改正では、非正規雇用労働者が納得するまで説明することまでは求められているものではありません。しかし、会社としてきちんとした説明ができるようにするには、1で説明した現在のそれぞれの待遇について、どうしてその待遇なのか支給している手当の目的等を見直すことが重要になってきます。

厚生労働者では、下記サイトなどで情報提供をしています。

■パート・有期労働ポータルサイト

<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

※法令の概要説明だけでなく、パート・有期法等対応状況チェックツールや職務分析・職務評価制度の導入支援などもサイト上に整備されており、同一労働同一賃金の整備を進めていくうえで、参考になると思います。

3. 助成金等の活用

非正規雇用労働者の待遇改善に関しては、さまざまな助成金があるので、待遇の見直しの際に活用できるものがあれば、積極的に活用してみることもよいかと思います。

その中でも「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度で、比較的活用しやすいものですので、労働者の意欲、能力の向上、優秀な人材の確保等の観点からも活用を検討してはいかがでしょうか。

会社の人事・労務管理のご相談は

大竹労務マネジメント事務所

社会保険労務士 大竹 謙一

世田谷区給田 3-34-7-203 TEL: 03-6671-2878

ご相談は、ホームページからお受け致します。

URL: www.o-roumu.jp

我がふるさと山梨県

桜上水支部 広報副委員長 高宮英輝

今回は出身地の山梨県をご紹介します。山梨県は南に富士山、西に赤石山脈南アルプス、北に八ヶ岳、東に奥秩父山地と、標高2,000m～3,000mを越す山々に囲まれています。島国の日本において、海に全く面しない内陸県です。面積は全国32位ですが、その8割を山岳地が占めるため可住地面積は全国45位です。山梨県は首都圏に含まれており東京都と県境を共有しているにも関わらず、人口は全国42位(80万人)で世田谷区(94万人)よりも少ないです。

だがしかし、そんな山梨県にも実は日本一のものがたくさんあるのです!



「日本三奇橋 甲斐の猿橋」

甲府前 信玄公像

言わずと知れた富士山は標高日本一。フルーツ王国でもあり、ぶどう(全国の21.4%を占めています)、もも(28.5%)、すもも(29.9%)は収穫量が日本一。国産ブドウのみを原料とした日本ワインの生産量(31.2%)が日本一。富士山や南アルプスなどの豊かな湧水に恵まれミネラルウォーターの出荷額が38.8%で日本一。水晶の産地として知られ貴金属製装身具製造事業所数は41.1%で日本一。他にも、図書館数、ピアノ所有数、海がないのになぜか寿司屋の店舗数も日本一。

あの武田信玄公も隠し湯として利用した世界最古の宿泊施設としてギネス世界記録に認定されている旅館(慶雲館)もあります。コロナ禍でなかなかお出かけしづらい時期ですが、隣接県という近場で自然に囲まれ、たくさん温泉地もあります。ぜひ一度、山梨への旅をご堪能下さい。コロナが落ち着きましたらGOTOトラベルは山梨へ!



攻めの「自然淘汰」

下北沢支部 広報副委員長 長沼洋一郎

コロナウィルスが、蔓延して、随分時間が経ちました。生物は、ウィルスや自然環境の脅威にさらされていく中で、自然とそこに適応したものが生き残り、進化していく。しかし、人類はちょっと違う。とにかくあがく。ただの遺伝子の変化や環境に適応した強者だけが生き残る生物とちがって、知恵を絞り、組織で立ち向かう。受け身ではない攻めの姿勢を取っているとも言える。

ここで視点を変えて、組織や社会を一つの生物として捉えたと、同じことが見えてくる。私達は、この逆境の中、なんとか適応しようとあがいている。当然、失敗もある。その時は、最良の選択をしたと思っていたものが、まるで意味がなかったり、何気なく行っていたことが、実は最大の武器になっていたり、さまざまだ。

会社にも同じことが言える。いや、みんな思っている。ただ補償が欲しいのではない。将来を見通せる保証がほしいのだ。希望があれば、なんとかあがけるのだ。つらい状態でも、頑張ることが出来るし、我慢もできるのだ。広報委員会では、この希望を皆さんに示していくことを目指したいと思っている。攻めの「自然淘汰」。我々は、この困難を乗り越え、乗り越えた後に何をすべきなのか、何をしたいのか。会員同士の情報交換の場を広げ、社会に広く伝えたいと思う。

オンライン会議やWEB上での活動、コロナ禍がなければ、遅々として進まなかったかもしれない。コロナ禍は、決して、良いことではないが、我々は、これをきっかけに発展することもできる。是非、希望を目に見える形にして、みんなで乗り越えていきたいと思う。



心のこもったセレモニーのご提案

村上葬祭

葬祭事業 一般家庭葬・社葬・団体葬などの企画運営
販売事業 仏壇・仏具販売・各種ギフト取扱

株式会社 ムラカミ

156-0051 世田谷区宮坂3-28-2
TEL03-3429-4874 FAX03-3420-7705
http://www.murakami-sousai.co.jp/

各種広告デザイン

GATT
Design

有限会社ガットデザイン

代表取締役 細井 眞一

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-13-13 Y-HOUSE 201B
mobile: 090-1461-0365 e-mail: s-hosoi@tea.ocn.ne.jp

北沢法人会広報誌第353号 ほうじん北沢 12・1月号

令和3年1月1日発行

発行所 公益社団法人 北沢法人会
〒154-0022 東京都世田谷区梅丘1-43-1
TEL.03-5450-7121 FAX.03-5450-7122

発行人: 飯野 光彦
広報委員長: 竹股 克之
編集委員:
金子健太郎 長沼洋一郎
高宮英輝 細井 眞一



適切な森林管理がなされた原料から作られた紙を使用しています。



石油系の揮発性有機化合物(VOC)を含まないインキで印刷しています。

事業のことから、年金・保険のことまで何でもご相談ください。

昭和信用金庫 サポートプラザ

完全予約制ですので、お待たせすることなく「ゆっくり、ご相談いただけます」

創業／事業資金／補助金

- **創業**を考えているのだけどわからない事だらけで誰かサポートしてくれないかな？
- 事業に使える**補助金**があるみたいだけどうちでも使えるのかな？

開催日 月曜～土曜日

時間 **【完全予約制】** 9:30～17:00 (一回60分)
①9:30～ ②11:00～ ③13:00～ ④14:30～ ⑤16:00～

場所 **シモキタフロント1階** 世田谷区北沢2-24-5 (下北沢駅東口徒歩1分)

申込方法 お近くの店舗、または昭和信用金庫営業推進部(☎0120-872-315)にお申込み下さい。なお、相談の時間帯は先着順となりますので、ご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。
[予約受付時間：平日 9:00～17:00 まで]

相談料
無料

商店街や公共団体による各種イベントや相談会、「専門家による経営相談」も開催予定です。

法人・個人事業主様向けインターネットバンキング

社員への
給与振込
手数料が

0

円 だったなんて…

しょうわの法人向け
インターネットバンキングなら、
とってもおトクな
振込手数料です！

■契約料：無料 ■月額手数料：1,650円

サービス内容

振込サービス

残高照会

入出金明細照会

もちろん、当金庫内での
振込手数料も**0円**です！

〈世田谷エリアの店舗〉

本店 ☎(3422)6181
三軒茶屋支店 ☎(3421)6101
経堂支店 ☎(3420)4121
烏山支店 ☎(3300)1361

明大前支店 ☎(3323)0511
八幡山支店 ☎(3329)1021
池の上支店 ☎(3422)3141
下高井戸支店 ☎(3321)4155

代田橋支店 ☎(3328)0151
上北沢支店 ☎(3302)8111
桜上水支店 ☎(3329)3241

店頭に商品概要説明書をご用意しております。詳しくは、窓口または担当者におたずねください。



昭和信用金庫

令和2年3月2日現在

1ステップの“10秒”ケア

ウチの保湿はこれ1本! オールインワン化粧水

シンプルバランスは、洗顔後1ステップで
お肌にうるおいをあたえるスキンケア。
家族みんなで使える、
やさしくマイルドな使い心地です。

母娘と一緒に♪



夫婦と一緒に♪

